

相続税の配偶者の税額軽減の特例 二次相続に注意！

平成 26 年 3 月作成



相続税額が軽減される制度はいくつかあります。中でも**納税額が最も軽減される特例が「配偶者に対する相続税額の軽減」の特例**（以下「配偶者の税額軽減」という）です。

「配偶者の税額軽減」とは、被相続人の**配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額のうち、配偶者の法定相続分（その金額が1億6千万円に満たない場合には1億6千万円）までの部分には配偶者に相続税はかからない**という制度です。

つまり、この特例の適用を受けると、遺産総額が1億6千万円までの相続の場合、すべての財産を配偶者が相続すれば相続税は課税されないことになります。

しかし、**最初の相続（以下「一次相続」という）の時の税金は確かに安くなりますが、この相続時の配偶者が将来死亡した場合（以下「二次相続」という）の相続税まで考えると、トータルの税額が多くなってしまう場合があるので注意**が必要です。以下一次相続の遺産総額2億円、二次相続は一次相続で相続した財産のみ（増えも減りもしない）とした場合の具体例をあげて検討してみましょう（基礎控除・税率は平成27年以降に改正された後のものを適用、小規模宅地の特例は考慮外としています）。

	一次相続				二次相続		納付税額合計 (C)+(D)
遺産総額	相続人:配偶者、子供2人				相続人:子供2人		
200,000,000	配偶者の遺産 取得額	相続税の総額 (A)	配偶者の税額 軽減額(B)	納付相続税額 (C)=(A)-(B)	遺産総額	納付相続税額 (D)	
ケース1	160,000,000	27,000,000	21,600,000	5,400,000	160,000,000	21,400,000	26,800,000
ケース2	100,000,000	27,000,000	13,500,000	13,500,000	100,000,000	7,700,000	21,200,000
差額				△ 8,100,000		13,700,000	5,600,000

上記表のように一次相続で配偶者の税額軽減を最大額利用した場合（ケース1）、**一次相続の相続税額はケース2に比べて確かに負担額は810万円ほど少なくなるのですが、二次相続での遺産総額が多くなるため、一次相続・二次相続トータルの相続税の負担額は、なんとケース1のほうが560万円も多額になってしまうのです！**

配偶者は一次相続の被相続人と年齢も近いことが多く、一次相続から遠くない将来に二次相続が発生することが多いと思います。相続で一番大事なことは税金の負担を軽減することではありませんが、財産の状況によっては金融資産が少なく、納税が困難になる場合もあります。特に**一次相続で配偶者の税額軽減の適用により税負担を少なくしようと考えている場合には、二次相続まで含めて考えると、かえって税負担が多くなるケースも多々あります。**

この特例を受けることができる財産は、相続税の申告期限までに遺産分割が確定（遺言書による確定を含む）した財産に限ります。また、この特例を受けるためには、この特例により納税額がない場合にも税額軽減の明細を記載した相続税の申告書等に戸籍謄本・遺言書の写しや遺産分割協議書の写し（印鑑証明書の添付も必要）など、配偶者の取得した財産が分かる書類を添えて提出する必要があります。

なお、申告期限までに遺産分割が確定しない場合には一定の手続きにより分割確定後に配偶者の税額軽減の特例を受けることができますが、その場合には一度特例の適用がない相続税を納付しなくてはなりません。申告期限までに分割を済ませないと資金繰りが苦しくなりますので、事前に遺産分割案又は遺言書を作成することをお勧めします。